

# 2月定例会提出予定議案

## 【予算関係】

- I 令和8年度当初予算
  - ・ 歳出予算・・ 2
  - ・ 債務負担行為・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1

## 【条例関係】

- II 人と環境にやさしい農業・農村振興条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3
- III 環境の保全と創造に関する条例及び兵庫県税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 2 8

## 【事件決議関係】

- IV 公益社団法人ひょうご農林機構に対する出資・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 9

令和8年2月  
農林水産部

# 令和8年度当初予算提案予定額（総括）

2

(単位：千円、%)

区分	R7年度 予算額 A	R8年度 提案額 B	財源内訳				前年比 B/A	
			国庫	特定	起債	一般		
一般会計	人件費	8,793,588	9,174,643	49,366	0	446,100	8,679,177	104.3%
	事業費	96,047,685	72,463,533	24,765,758	23,300,828	8,972,600	15,424,347	75.4%
	通常分	68,663,685	70,913,177	24,765,758	21,750,472	8,972,600	15,424,347	103.3%
	林政改革関係分※	27,384,000	1,550,356	0	1,550,356	0	0	5.7%
	計	104,841,273	81,638,176	24,815,124	23,300,828	9,418,700	24,103,524	77.9%
特別会計	県有環境林等	7,995,205	8,606,810	0	8,606,809	0	1	107.6%
	勤労者総合福祉 施設整備事業	627,122	661,807	2,200	659,605	0	2	105.5%
	農林水産資金	28,085,536	453,101	0	285,133	0	167,968	1.6%
	通常分	701,536	453,101	0	285,133	0	167,968	64.6%
	林政改革関係分※	27,384,000	0	0	0	0	0	皆減
計	36,707,863	9,721,718	2,200	9,551,547	0	167,971	26.5%	
計	人件費	8,793,588	9,174,643	49,366	0	446,100	8,679,177	104.3%
	事業費	132,755,548	82,185,251	24,767,958	32,852,375	8,972,600	15,592,318	61.9%
	合計	141,549,136	91,359,894	24,817,324	32,852,375	9,418,700	24,271,495	64.5%

※R7は日本政策金融公庫への損失補償費、R8はひょうご農林機構への出資金等を計上

## 公共事業

3

## 1. 一般公共事業

(単位：千円、%)

区分	令和7年度 予算額 A	令和8年度 提案額 B	前年比 B/A	主な箇所	事業内容
農業農村	11,438,303	10,601,920	92.7%	西山・柳沢東(淡路市)	農地整備
造林	1,765,000	1,615,000	91.5%	加美区(多可町)	間伐等
林道	504,019	462,312	91.7%	千ヶ峰・三国岳線 (朝来市生野町～多可町加美区)	森林基幹道整備
治山	3,930,000	3,661,000	93.2%	岩屋(神河町)	治山ダム工
漁港	1,600,000	1,479,000	92.4%	沼島漁港(南あわじ市)	港口水門整備
漁場整備開発	940,000	858,000	91.3%	東浦塩田(淡路市)	魚礁設置
小計	20,177,322	18,677,232	92.6%		
経営構造対策	55,000	55,000	100.0%	くえ 九会地区(加西市)	農業用機械等整備
林業構造改善	41,760	0	皆減		
漁業構造改善	0	185,900	皆増	妻鹿漁港(姫路市)	荷捌き施設改修等
小計	96,760	240,900	249.0%		
計	20,274,082	18,918,132	93.3%		

## 公共事業

## 4

## 2. 国直轄事業負担金

(単位：千円、%)

区分	令和7年度 予算額 A	令和8年度 提案額 B	前年比 B/A	主な箇所	事業内容
土地改良	316,000	563,000	178.2%	東条川二期（加東市・小野市・三木市）	ため池耐震対策
計	316,000	563,000	178.2%		

## 3. 災害復旧事業

(単位：千円、%)

区分	令和7年度 予算額 A	令和8年度 提案額 B	前年比 B/A
過年災	437,825	23,700	5.4%
現年災	4,000,000	4,000,000	100.0%
計	4,437,825	4,023,700	90.7%

## 主な新規・拡充事業

### 【新】 ■人と環境にやさしい農業推進事業

6,358千円

〔地域未来交付金〕

財源内訳			
国庫	特定	起債	一般
3,179	0	0	3,179

▶ 人と環境にやさしい農業・農村振興条例の制定を契機として、農業者が取り組みやすい環境負荷低減技術を実証し、普及するとともに、広く県民に消費者として買い支える意識を醸成する広報等を実施

#### ① 環境負荷低減技術実証事業（878千円）

環境負荷低減技術について、本県の気候・土壌条件における収量・品質への影響を実証し、実施手法を農業者に普及

技術例	技術内容	期待される効果
なかぼし 中干延長	水稻の生育中期（6～7月頃）に、田んぼの水を抜いて土を乾かす期間（中干期間）を通常7日程度からさらに7日程度延長	水田の湛水状態で発生するメタンを抑制
しゅうこう 秋耕	稲刈り後に秋のうちに田んぼを耕すことで、有機質の分解を促進し、土壌環境を改善	土壌環境の改善による化学肥料の使用量低減及びメタン発生抑制
バイオ炭 投入	木材やもみ殻の炭化物を田んぼに投入	排水性等の土壌環境改善及び長期間CO <sub>2</sub> を土壌内に固定



秋耕（分解させる稲わら）

#### ② 県民向け意識醸成の広報等（5,480千円）

- ア 広報戦略策定・プロモーションの実施（委託）
- イ 幼稚園等における食農教育モデル作成  
未就学児とその保護者を対象とした有機農産物の食農教育プログラムを作成し、モデル的に実施
- ① シンボルマーク等の作成
  - ② HP制作・SNS運用・ポスター掲示・タブロイド紙作成

## 【新】 ■ひょうご地域の米づくり人材育成事業

5,400千円

〔地域未来交付金〕

### 財源内訳

国庫	特定	起債	一般
2,700	0	0	2,700

- 稲作の担い手を確保し、県産米の安定供給・集落の維持を図るため、就農希望者が稲作を実践的に学ぶことのできる研修を実施

### ○研修内容

項目	内容
対象者	稲作就農希望者（兼業等を希望する者を含む）
研修内容	○ 親方農家の指導のもと、実践的に稲作を学ぶ研修 ○ 稲作や経営に関する基礎知識を座学で学ぶ研修
研修期間	年間50日程度（主に週末の実施を想定） ※具体的な実施日程は個別に親方農家等と調整
募集人員	20名程度

### [研修イメージ]

#### ○トラクター運転指導



#### ○田植え機の技術向上



▲曲がって植わる



▲まっすぐ植わる

#### ○コンバイン操作指導



## 【新】 ■ 兵庫米革新的生産技術実証事業

10,000千円

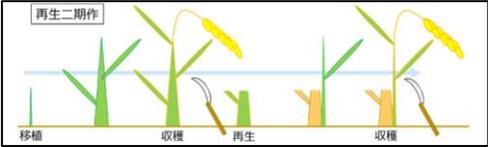
〔地域未来交付金〕

### 財源内訳

国庫	特定	起債	一般
5,000	0	0	5,000

- 稲作の省力化や収量向上に資する新たな技術を早期に県内で導入・普及し、米の安定供給を図るため、本県の気候・土壌条件における当該技術を実証

### ○実施内容：以下の4技術を3年間実証を実施

項目	技術内容	実証する品種	期待する効果
湛水直播	水を張った水田に直接種子を播いて行う農法 〔種子に特殊なコーティングを行うことで、発芽等を安定化〕	コシヒカリ コノホシ ヒノヒカリ	育苗・田植え作業を省略可能
乾田直播	乾いた状態の水田に直接種子を播いて行う農法 〔特殊な資材を活用することで、乾燥ストレス耐性等を強化〕	コシヒカリ コノホシ ヒノヒカリ	上記に加え、水の節約が可能
再生2期作	1度収穫した株を再び生育させてもう一度収穫する農法 〔通常〕 5月末田植え 9月末収穫 〔再生2期作〕 4月末田植え 8月末収穫 10月末収穫 	コノホシ※	2度の収穫により収量の向上（約36%）
リモートセンシング	ドローン等を活用し、水田内の生育状況を分析し、生育状況に応じて肥料を可変散布する技術	コシヒカリ コノホシ ヒノヒカリ	生育ムラを軽減し、収量向上（約5%）

※ コシヒカリ・ヒノヒカリは品種特性（再生力、生育期間）・栽培地域（涼冷地）等の関係で再生2期作は難しいため対象外

## 【新】 ■ 園芸農業高温対策技術実証事業

6,692千円

〔地域未来交付金〕

### 財源内訳

国庫	特定	起債	一般
3,346	0	0	3,346

- ▶ 高温や渇水の影響による野菜等の収量減少や品質低下等の被害を防止し、安定供給を図るため、各産地において高温対策技術等を実証・普及

### ○実施内容

主要な野菜・花き・果樹の高温に対応する栽培技術や品種転換、品目転換等を検討・実証

< 想定される品目 >

葉物野菜（ほうれんそう、こまつな等）、ピーマン、トマト、いちご、ぶどう、カーネーションなど

< 想定される技術や対策 >

○ほ場モニタリングシステムによる土壌水管理



○遮光カーテンの比較検討



○高温耐性品種への転換

(例) 温度の影響を受けにくいぶどう品種  
BKシードレス



## 【新】 ■ 渇水・高温対策支援事業

31,500千円

〔水利施設管理強化事業  
補助金〕

財源内訳			
国庫	特定	起債	一般
21,000	0	0	10,500

➤ **少雨・高温による干ばつ被害防止**のため、用水の応急確保に取り組む**農業者を支援**

### ○実施主体

市町

### ○補助対象者

農業者（農業法人含む）、農業者団体（土地改良区、水利組合等）、市町

### ○対象経費

渇水・高温対策計画を策定して実施する取り組みに要する費用

〔対象経費の例〕

- ・水路の造成、ポンプ等用水施設の設置・運転に要する費用
- ・ポンプ・可搬タンクの購入・借上げ料
- ・給水車等の委託・借上げ料
- ・番水等水管理費用

○補助率 3/4 （負担割合：国1/2、県1/4、市町等1/4）

### ○取組例

〔渇水対策：応急ポンプ〕



## 【新】 ■ フィールドパビリオン食材流通 拡大促進事業

4,886千円

〔地域未来交付金〕

### 財源内訳

国庫	特定	起債	一般
2,443	2,443	0	0

- ▶ 万博を契機とした兵庫県の認知度向上を好機と捉え、全国展開の飲食店で、フィールドパビリオン関連の県産食材を使用したグルメフェアを開催

### ① 県産食材グルメフェアの開催

全国展開の飲食店において、県産食材を使用したグルメフェアを開催

項目	内容
実施時期	春・秋頃にそれぞれ1回ずつ、1か月間程度 計2回
店舗数	1回当たり約100店舗（1企業）での実施を想定
広報内容	ポスター・リーフレット・インフルエンサーによるSNS投稿
実施主体	うま FOOD ひょうごの美味し風土拡大協議会（県負担金1/2）
F P 関連食材 （イメージ）	淡路島たまねぎ、兵庫産山田錦、兵庫丹波黒、 コウノトリ育むお米、播州百日どり など

### 〔R7実施イメージ〕



### ② 規格外品等活用のための商品開発

万博のSDGs理念を踏まえ、①のグルメフェアでは、事業者と共同で、規格外品等を活用したメニューを開発し提供（実施主体：ひょうごの美味し風土拡大協議会、県負担金1/2）

## 【拡】 ■ 学校給食県産食材供給拡大・食農教育支援事業

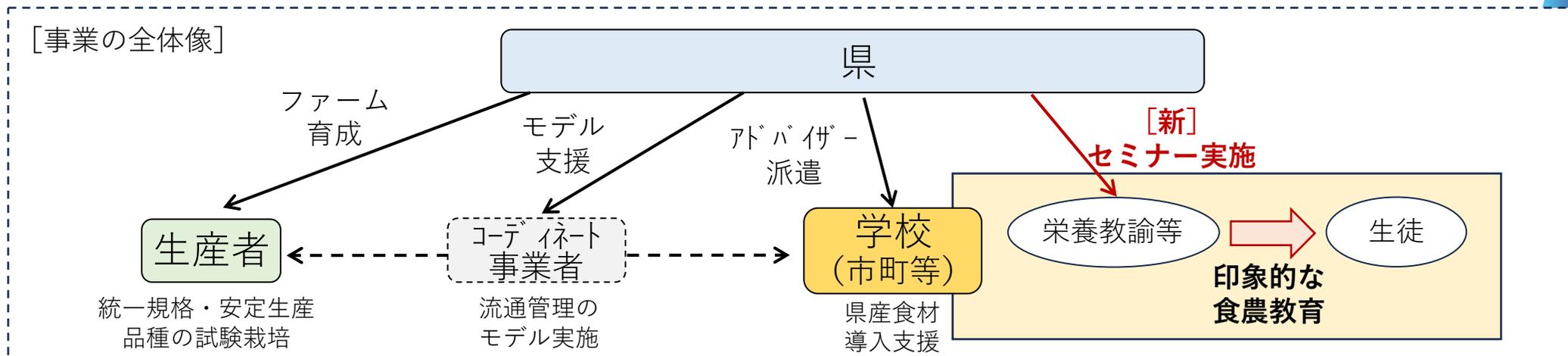
2,166千円

財源内訳			
国庫	特定	起債	一般
0	0	0	2,166

- 学校給食における県産農林水産物の使用を通じた食農教育をより印象的・効果的に実施するため、栄養教諭等を対象とするセミナーを実施

事業名	開始年度	実施内容	予算額
[継] 学校給食 アドバイザー派遣	R4～	給食を実施する市町等に県産食材の仕入れ方法を助言するアドバイザーを派遣	504千円
[新] 県産農林水産物理解 促進	R8～	栄養教諭等が、よりリアリティをもって印象的・効果的に食農教育を行うことができるよう、県産農林水産物の特徴や生産過程を座学・現地で説明するセミナーを開催（5回）	562千円
[継] 学校給食 ファーム育成	R4～	統一規格・安定生産が可能な品種選択等のための試験栽培を行う事業者に対し、資材費等を補助（100千円/箇所、補助率：定額）	600千円
[継] コーディネート 事業者支援	R7～	モデル的に、学校給食に供給するための県産食材の流通管理のコーディネート（必要量の安定確保、一括納品）を行う事業者に対し、必要経費を補助（1件、補助率：1/2）	500千円

### [事業の全体像]



## 【新】 ■ 畜産参入支援センター機能強化等事業

26,170千円

財源内訳			
国庫	特定	起債	一般
0	0	0	26,170

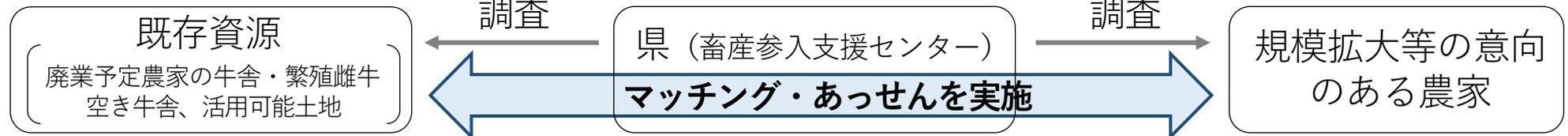
- 但馬牛の供給力を確保するため、①空き牛舎等のマッチング機能強化、②規模拡大等のための牛舎リノベ支援事業の予算額拡充、③分娩間隔の短縮に向けた調査を実施

### 【新】① 空き牛舎等のマッチング機能強化 (3,454千円)

既存資源を活用した規模拡大等を促進するため、繁殖雌牛農家等にヒアリングを行い、**今後の経営計画**（廃業予定等）、**空き牛舎等を調査**の上、規模拡大等の意向のある農家とのマッチングを実施

（実施主体：兵庫県和牛振興協議会）

[事業イメージ]



### 【拡】② 規模拡大等のための牛舎リノベ支援事業 (20,760千円)

①の事業による規模拡大需要の増加に対応するため、既存の増頭に係る牛舎整備支援の予算額を拡充

[R7：5,190千円 → R8：20,760千円（+15,570千円）]

項目	内容
補助対象者	5頭以上増頭＋増頭後10頭以上となる農家（新規参入、経営継承による増頭を含む。）
対象経費	機能向上（リノベ）を伴う牛舎改修等
補助率	1／3（上限240千円/頭）

### 【新】③ 分娩間隔調査 (1,956千円)

県内農家の繁殖成績データ等を収集・分析し、本県の平均分娩間隔が長期化傾向にある要因を調査することで、分娩間隔短縮に向けた対策を検討（実施主体：兵庫県和牛振興協議会）

## 【新】 ■ 重大家畜伝染病対策事業

2,540,000千円 〔家畜防疫事業費国庫負担金〕	財源内訳			
	国庫	特定	起債	一般
	2,540,000	0	0	0

➤ 鳥インフルエンザ・豚熱の発生に備え、あらかじめ防疫措置に要する経費を計上

### ○計上内容

#### ・防疫措置に要する経費

〔発生農場における殺処分・焼却に要する経費  
消毒薬、資材（防護服・密閉容器等）購入費〕

#### ・出荷制限・遅延に伴う農家への支援に要する経費（減少補填、融資制度）

### 〔参考〕 鳥インフルエンザ発生時の対応例

1日目	2日目		3日目	4日目	5日目	以降	移動制限解除	県・地方対策本部解散
①通報 ②立入検査 ③簡易検査等 ④PCR検査	疑似患畜決定	<b>県・地方対策本部設置</b> ⑤殺処分 ⑥焼却・消毒等						

24時間以内  
※採卵鶏の場合  
3～6万羽が目安

72時間以内

移動制限期間  
21日間

## 【新】 ■ 鶏舎<sup>じんあい</sup>塵埃対策支援事業

202,000千円  
〔家畜防疫事業費国庫負担金〕

財源内訳			
国庫	特定	起債	一般
202,000	0	0	0

- 養鶏農家における鳥インフルエンザの発生リスクを低減させるため、防疫対策のための施設の整備費の一部を支援

### ○実施内容

項目	内容
実施主体	生産者が組織する団体 (団体を経由した各農家へ)
対象経費※	入気口フィルターの設置 又は 細霧装置の設置に要する経費
補助率	1 / 2 〔補助上限額〕 入気口フィルター：10,000千円 細霧装置：4,000千円

※ 家畜保健衛生所の指導のもと、効果的な手法を選択

〔フィルターの設置〕



〔細霧装置の設置〕



## 【新】 ■ 林業人材確保対策事業

2,976千円  
(森林環境事業基金)

財源内訳			
国庫	特定	起債	一般
0	2,976	0	0

➤ 将来の林業の担い手の裾野を広げるため、林業に触れられる機会を創出し、魅力等を発信

事業名	実施内容	予算額
林業入門講座	週末に、①林業の基礎知識を学ぶ講義と②林業の現場見学を行う講座を実施（全6回予定）	890千円
林業就業 オンラインセミナー	平日夜に、林業に就職した若者から林業の仕事内容等について気軽に聞くことのできるオンラインセミナーを実施（全6回予定）	
自然学校 森林理解促進 プログラムの作成	<p>小学校5年生の自然学校において、より森林への理解を深めることのできるプログラムを作成し、自然学校指導者に研修を実施</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>&lt;事業内容&gt;</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>プログラム 作成委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視察、取材</li> <li>・プログラム案作成</li> </ul> </div> <div style="font-size: 2em;">➤</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>試験実施 ブラッシュアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試験実施</li> <li>・課題抽出、改良</li> </ul> </div> <div style="font-size: 2em;">➤</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>プログラム配布 研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校にプログラム配布</li> <li>・自然学校指導者・教員に研修</li> </ul> </div> </div> <p>&lt;プログラムイメージ&gt;</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; text-align: center;"> <p>既存実施</p> <p>タケのお箸づくり</p> </div> <div style="font-size: 2em;">➤</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; text-align: center;"> <p>新プログラム</p> <p>竹林の見学 伐採体験 観察・特長を学ぶ タケのお箸づくり</p> </div> </div> <div style="background-color: #fff9c4; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>自然に触れ合うだけでなく、その背景等を知ることにより森林への理解を深めることを期待</p> </div> </div>	2,086千円

## 【新】 ■ 災害に強い森づくり

### (第5期対策、第4期追加対策)

2,630,407千円

〔 県民緑税 〕

#### 財源内訳

国庫	特定	起債	一般
0	2,630,407	0	0

- 災害発生のおそれのある森林の増加や野生動物による農作物被害の深刻化等を踏まえ、森林の防災面での機能強化を図るため、県民緑税を活用した「災害に強い森づくり」を実施

事業名	実施内容	予算額	
流域の森整備	間伐木を利用した土留工の設置、災害緩衝林の造成、針広混交林への誘導	1,073,710千円	流域全体の一体的な森林整備プランを地域に提案・整備し、短期間で効率的に地域の森林の防災機能向上を推進
里山防災林整備	集落裏山における危険木伐採、簡易防災施設の設置	818,684千円	
野生動物共生林整備	バッファーズーンの整備、生息地となる広葉樹林の整備	598,983千円	
都市山防災林整備	六甲山系及び周辺地域における森林整備や簡易防災施設の設置	111,030千円	六甲山系周辺地域まで対象区域を拡大し、都市山の防災機能向上をより広域的に推進
住民参画型森林整備	地域住民等による森林整備活動に必要な資機材導入等への支援	28,000千円	

#### [整備地の状況]

○土留工の設置



○集落裏山の危険木伐採



○バッファーズーン整備



○過密化した都市山の間伐



○地域住民による竹林整備



## 【新】 ■イカナゴ資源回復対策事業

6,000千円

財源内訳			
国庫	特定	起債	一般
0	0	0	6,000

- イカナゴ資源の緊急回復を図るため、県内漁業協同組合が実施するイカナゴの肥育放流に対し支援を行うとともに、県水産技術センター等において引き続き調査研究を実施

### ○実施内容

#### ① イカナゴ緊急肥育放流支援事業

イカナゴ資源減少の要因の一つが、イカナゴの肥満度低下であることが判明（県水産技術センター研究）  
⇒緊急的にイカナゴの肥育放流（人為的に太らせて放流）の実施を支援（3,000千円）

項目	内 容
実施主体	県内漁業協同組合
対象経費	イカナゴの肥育放流に要する経費
補助率	1 / 2
補助上限	1,000千円



#### ② イカナゴ動態調査研究事業

県水産技術センター等において陸上水槽での試験等を行い、イカナゴ資源減少のその他の要因（水温上昇による影響等）について調査研究を実施（3,000千円）

## ■ 播磨の養殖マガキの不漁に対する支援

100,000千円

※R7.2補正計上分  
を含む

### 財源内訳

国庫	特定	起債	一般
92,000	4,000	0	4,000

- ▶ 播磨の養殖マガキの不漁に対する支援として、生産者への支援（R7.2補正）を行うとともに、原因解明や新たな養殖手法の調査研究等（R8当初）を実施

区分	実施内容	予算額	計上								
生産者への支援 (種苗調達支援)	<b>[新]</b> リスクヘッジに取り組む生産者に対し、 <b>種苗購入費の一部を支援</b>	80,000千円 (国庫：重点支援交付金)	R7.2補正								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助対象者</td> <td>以下のいずれかを実施する経営体（漁業協同組合経由） ・ 特定養殖共済への加入等 ・ 三倍体マガキの養殖</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>種苗購入費</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>1 / 2（上限1,000千円/経営体）</td> </tr> </tbody> </table>			項目	内 容	補助対象者	以下のいずれかを実施する経営体（漁業協同組合経由） ・ 特定養殖共済への加入等 ・ 三倍体マガキの養殖	対象経費	種苗購入費	補助率	1 / 2（上限1,000千円/経営体）
	項目			内 容							
	補助対象者			以下のいずれかを実施する経営体（漁業協同組合経由） ・ 特定養殖共済への加入等 ・ 三倍体マガキの養殖							
対象経費	種苗購入費										
補助率	1 / 2（上限1,000千円/経営体）										
調査研究 (原因解明・ 新たな養殖手法)	<b>[新]</b> 今後の被害軽減を図るため、県水産技術センター等が生産者と協力し、 ① 陸上水槽における飼育試験により <b>マガキのへい死条件を研究</b> ② 夏場に強いとされる三倍体マガキの <b>新たな養殖手法等の実証</b>	12,000千円 (国庫：水産業振興 対策費交付金)	R8当初								
	<b>[継]</b> 海域調査や養殖マガキの成育状況のモニタリングを実施	4,000千円 (一般)									
漁場環境向上 への支援	<b>[新]</b> マガキ養殖漁場の海底に堆積している <b>へい死した牡蠣殻等の清掃</b> を行う漁業協同組合に対し、 <b>海底清掃費を支援</b>	4,000千円 (ふるさとひょうご 寄附金)									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助対象者</td> <td>海底清掃を実施する漁業協同組合</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>海底清掃費</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>定額4千円/養殖筏1基</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内 容	補助対象者	海底清掃を実施する漁業協同組合	対象経費	海底清掃費	補助率	定額4千円/養殖筏1基		
項目	内 容										
補助対象者	海底清掃を実施する漁業協同組合										
対象経費	海底清掃費										
補助率	定額4千円/養殖筏1基										

## 【新】 ■ 漁業調査船「新ひょうご」更新事業

7,500千円  
〔一般単独事業債〕

財源内訳			
国庫	特定	起債	一般
0	0	5,600	1,900

- 竣工から20年以上が経過（耐用年数15年）している**漁業調査船「新ひょうご」の更新に係る基本設計**（船型、総トン数、速力、定員、航続距離、主機関、推進機の主要項目等を決定）を実施

（R11竣工：建造費 約9億円(R9～R11)）

### <現「新ひょうご」の概要>

項目	内容
竣工（経過年数）	平成17年1月（R7時点で20年、R11更新時24年）
所管（調査区域）	水産技術センター（大阪湾・播磨灘・紀伊水道）
総トン数	48トン
業務内容	① 漁業法に基づく水産資源の管理（解禁日・漁獲可能量の決定等）に必要な調査 ② 農水省通知に基づく貝毒出荷規制に必要なモニタリング調査 ③ 水質汚濁防止法に基づく水質調査 ④ 漁業者への情報提供（水温・栄養塩類・赤潮発生など） ⑤ 漁業振興に資する調査研究（イカナゴ・マガキなど）



## 【新】■ 県立施設周年記念事業

2,000千円

財源内訳			
国庫	特定	起債	一般
0	0	0	2,000

- 兵庫県立フラワーセンターの開園50周年、兵庫楽農生活センターの開設20周年を記念し、それぞれ記念事業を実施

項目	兵庫県立フラワーセンター50周年	兵庫楽農生活センター20周年																					
日時	令和8年10月24日(土) (加西商工会議所のじば産物産展と同日)	令和8年11月上旬 (秋の感謝祭の開催と同日)																					
イベント内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">内容</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>記念事業</td> <td>式典・講演等</td> <td>フラワーセンター内 (レストハウス、芝生広場等)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">イベント</td> <td>PR展示</td> <td rowspan="3">   じば産物産展でのステージイベント </td> </tr> <tr> <td>バックヤードツアー</td> </tr> <tr> <td>交流イベント (50周年に関連したステージイベント等)</td> </tr> </tbody> </table>	内容		場所	記念事業	式典・講演等	フラワーセンター内 (レストハウス、芝生広場等)	イベント	PR展示	 じば産物産展でのステージイベント	バックヤードツアー	交流イベント (50周年に関連したステージイベント等)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">内容</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>記念事業</td> <td>式典・講演等</td> <td rowspan="4">兵庫楽農生活センター内</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">イベント</td> <td>PR展示</td> </tr> <tr> <td>体験コーナー (野菜・きのこ収穫体験)</td> </tr> <tr> <td>先端技術展示・実演 (スマート農業)</td> </tr> </tbody> </table>	内容		場所	記念事業	式典・講演等	兵庫楽農生活センター内	イベント	PR展示	体験コーナー (野菜・きのこ収穫体験)	先端技術展示・実演 (スマート農業)
内容		場所																					
記念事業	式典・講演等	フラワーセンター内 (レストハウス、芝生広場等)																					
イベント	PR展示	 じば産物産展でのステージイベント																					
	バックヤードツアー																						
	交流イベント (50周年に関連したステージイベント等)																						
内容		場所																					
記念事業	式典・講演等	兵庫楽農生活センター内																					
イベント	PR展示																						
	体験コーナー (野菜・きのこ収穫体験)																						
	先端技術展示・実演 (スマート農業)																						
予算額	1,000千円	1,000千円																					

第2表 債務負担行為

第2表 債務負担行為		
事 項	期 間	限 度 額
国指定野菜価格安定対策事業	令和8年度から 令和9年度まで	千円 一般社団法人兵庫県青果物価格安定資金協会 (以下、「協会」という。)が、独立行政法人 農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格 安定対策資金に不足が生じた場合、県が協会に 対し補助する県の必要造成計画額の100分の70 を限度とする。
公共事業土地改良費 (令和8年度分)	令和9年度	1,530,000
公共事業農地防災費 (令和8年度分)	令和9年度	2,816,200
公共事業漁港改良費 (令和8年度分)	令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 合 計	900,000 900,000 900,000 900,000 3,600,000
治山事業費 (令和8年度分)	令和9年度	678,500

第2表 債務負担行為

第2表 債務負担行為		
事 項	期 間	限 度 額
令和8年度美しい村づくり資金等 利子補給費	令和9年度から 令和28年度まで	千円 令和8年度に、美しい村づくり資金等利子補給費に係る融資制度に基づき、金融機関から借り入れた資金から生じた利子（各制度で規定する利子補給率を上限とする。）を利子補給の限度とする。
令和8年度ウクライナ情勢に伴う 原油価格・物価高騰等の影響対策 美しい村づくり資金債務保証損失 補償費	令和8年度から 令和16年度まで	令和8年度ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響に係る融資に伴い、債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済元金額から農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号）第61条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した残額の90パーセント以内を損失補償の限度とする。
令和8年度畜産特別資金利子 補給費	令和9年度から 令和34年度まで	令和8年度に、畜産特別資金利子補給費に係る融資制度に基づき、金融機関から借り入れた資金から生じた利子（当制度で規定する利子補給率を上限とする。）を利子補給の限度とする。
令和8年度畜産特別資金利子 補給費 (家畜疾病経営維持資金)	令和9年度から 令和16年度まで	令和8年度に、畜産特別資金利子補給費(家畜疾病経営維持資金)に係る融資制度に基づき、金融機関から借り入れた資金から生じた利子（当制度で規定する利子補給率を上限とする。）を利子補給の限度とする。
令和8年度豊かな海づくり資金 等利子補給費	令和9年度から 令和29年度まで	令和8年度に、豊かな海づくり資金等利子補給費に係る融資制度に基づき、金融機関から借り入れた資金から生じた利子（各制度で規定する利子補給率を上限とする。）を利子補給の限度とする。

## Ⅱ 人と環境にやさしい農業・農村振興条例

### 第1 制定の理由

人と環境にやさしい農業及び農村の持続的な発展を図り、もって県民に対する食料の安定供給の確保に資するとともに、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に寄与することを目的として、条例を制定する。

### 第2 制定の概要

#### 1 目的（第1条関係）

この条例は、人と環境にやさしい農業及び農村の振興に関する基本理念を定め、県の果たすべき責務並びに市町、農業者等、食品等関連事業者及び県民の果たすべき役割を明らかにするとともに、人と環境にやさしい農業及び農村の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、様々な農業の生産方式における相互の間の調和に配慮しつつ、環境への負荷の低減が図られる農業生産活動の促進、農産物を供給する基盤である人と環境にやさしい農村の営農環境及び生活の利便性の確保その他の人と環境にやさしい農業及び農村の振興に関する施策を総合的に推進し、人と環境にやさしい農業及び農村の持続的な発展を図り、もって県民に対する食料の安定供給の確保に資するとともに、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に寄与することを目的とする。

#### 2 定義（第2条関係）

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

(1) 「人と環境にやさしい農業」とは、次に掲げる農業をいう。

ア 有機農業（有機農業の推進に関する法律に規定する有機農業をいう。以下同じ。）

イ 環境創造型農業（堆肥その他の有機質資材の施用により土壌の性質を改善させ、かつ、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いる生産方式により行われる農業（有機農業を除く。）をいう。以下同じ。）

ウ ア及びイに掲げるもののほか、環境への負荷の低減に資すると認められる農業

(2) 「人と環境にやさしい農村」とは、人と環境にやさしい農業が行われている農村その他の地域をいう。

(3) 「人と環境にやさしい農業及び農村」とは、人と環境にやさしい農業及び人と環境にやさしい農村をいう。

(4) 「食品等関連事業者」とは、農産物若しくは食品の製造、加工（調整及び選別を含む。）、流通若しくは販売又はこれらを飲食させる役務の提供を業として行う者をいう。

#### 3 基本理念（第3条関係）

(1) 人と環境にやさしい農業の振興は、県内の農業者等（農業者の組織する団体を含む。以下同じ。）が、長年にわたって特別の労力を要する有機農業及び環境創造型農業に取り組み、これらの農業による農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、

かつ、これを促進する機能を持つことの理解の促進に重要な役割を果たすとともに、県民が誇りと愛着を持つことのできる地域の実現に寄与していることを踏まえ、気候の変動、生物の多様性の低下等、農業を取り巻く環境が変化する中においても、将来にわたり農業が持続的に発展し、県民に対する食料の安定供給の確保が図られるよう、農業生産活動における環境への負荷が低減され、かつ、生産性が向上されることを旨として行われなければならないものとする。

(2) 人と環境にやさしい農業の振興に当たっては、化学的に合成された肥料又は農薬を施用又は使用して行われる従来の生産方式が日常生活に必要な食料の供給の確保のために獲得されたものであることを踏まえ、当該生産方式との調和に配慮しつつ、当該生産方式により農業を行う農業者等との相互理解を促進するとともに、人と環境にやさしい農業に対する農業者等、食品等関連事業者、県民その他の関係者の理解の下に、これらの者が連携することにより行われなければならないものとする。

(3) 人と環境にやさしい農村の振興は、人と環境にやさしい農業の生産活動の継続的な実施及び当該生産活動が行われることにより生ずる多面的機能（食料・農業・農村基本法に規定する多面的機能をいう。以下同じ。）の適切かつ十分な発揮による恵沢を県民が将来にわたって享受できるようにすることが重要であることを踏まえ、人口の減少及び高齢化が進展する中においても、地域において人と環境にやさしい農業を支えることができるよう、農業者を含む地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることを旨として行われなければならないものとする。

#### 4 県の責務（第4条関係）

(1) 県は、3に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人と環境にやさしい農業及び農村を振興するための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(2) 県は、地域の実情に応じて人と環境にやさしい農業及び農村を振興するため、市町、農業者等、食品等関連事業者その他の関係者と相互に連携を図りながら、研究開発、技術の普及及び生産基盤の整備に係る人材の確保及び育成をはじめ、人と環境にやさしい農業及び農村の振興に関する体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(3) 県は、人と環境にやさしい農業及び農村が次代の社会を担う子どもをはじめとする県民に引き継がれるよう、食生活が、森林の持つ水源の涵養機能により育まれる水や生物など自然の恩恵の上に成り立ち、かつ、農産物等（農産物を原材料として製造し、又は加工したものを含む。以下同じ。）の生産に関わる農業者等や食品等関連事業者その他の関係者の様々な活動に支えられていることについて、県民に対し、理解の増進その他必要な措置を講ずるものとする。

#### 5 市町の役割（第5条関係）

(1) 市町は、基本理念にのっとり、その地域の実情に応じた人と環境にやさしい農業及び農村を振興するための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(2) 市町は、県が実施する人と環境にやさしい農業及び農村を振興するための施策に協力するよう努めるものとする。

#### 6 農業者等の役割（第6条関係）

(1) 農業者等は、基本理念にのっとり、人と環境にやさしい農業及び農村に関する理解と関

心を深めるとともに、自らの農業生産活動において、環境への負荷の低減に資するための生産方式の導入、資材の調達その他の取組を行うよう努めるものとする。

(2) 農業者等は、県及び市町が実施する人と環境にやさしい農業及び農村を振興するための施策に協力するよう努めるものとする。

#### 7 食品等関連事業者の役割（第7条関係）

(1) 食品等関連事業者は、基本理念にのっとり、人と環境にやさしい農業及び農村に関する理解と関心を深めるとともに、自らの事業活動等において、人と環境にやさしい農業により生産された農産物等の調達、流通の確保その他の取組を行うよう努めるものとする。

(2) 食品等関連事業者は、県及び市町が実施する人と環境にやさしい農業及び農村を振興するための施策に協力するよう努めるものとする。

#### 8 県民の役割（第8条関係）

(1) 県民は、基本理念にのっとり、人と環境にやさしい農業及び農村に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(2) 県民は、県及び市町が実施する人と環境にやさしい農業及び農村を振興するための施策に協力するよう努めるものとする。

#### 9 技術の研究開発の促進等（第9条関係）

県は、人と環境にやさしい農業の生産性の向上に資するよう、試験研究に関する体制の整備、環境への負荷の低減又は農作業の効率化に資する農業技術及び情報通信技術その他の先端的な技術の研究開発の促進、高温に対する耐性を有し、又は省力化等に資する新品種の育成その他必要な施策を講ずるものとする。

#### 10 技術の普及等の促進（第10条関係）

県は、人と環境にやさしい農業の生産性の向上に資する技術の普及及び新品種の導入が促進されるよう、当該技術の活用等に関する情報の農業者等への提供、地域の特性に応じた普及事業の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

#### 11 生産基盤の整備及び保全（第11条関係）

県は、農業者の減少及び高齢化の進展、気候の変動、生物の多様性の低下その他の農業を取り巻く情勢が変化する中においても、人と環境にやさしい農業をはじめとする農業生産活動が継続的に行われるよう、地域の特性に応じて、環境との調和及び様々な農業の生産方式の間の調和に配慮しつつ、生産基盤の整備及び保全に係る最新の技術的な知見を踏まえた事業の効率的な実施を旨として、農地の区画の拡大、農業用排水施設の機能の維持増進その他の生産基盤の整備及び保全に必要な施策を講ずるものとする。

#### 12 環境への負荷の低減に資する農業生産活動の促進（第12条関係）

県は、人と環境にやさしい農業の生産活動において環境への負荷の低減が促進されるよう、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進、生物の多様性の確保、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

#### 13 人材の確保及び育成（第13条関係）

県は、人と環境にやさしい農業の経営を担うべき人材を確保し、及び育成するため、農業者の人と環境にやさしい農業に関する技術及び経営管理能力の向上、新たに就農しようとする者に対する人と環境にやさしい農業に関する技術及び経営方法の習得の促進その他必要な

施策を講ずるものとする。

14 農産物等の出荷の促進（第14条関係）

県は、人と環境にやさしい農業により生産された農産物等の出荷が促進されるよう、人と環境にやさしい農業を行う農業者の組織化の推進、農業機械の共同利用の促進、当該農産物等の生産等の状況に関する情報の収集及び提供その他必要な施策を講ずるものとする。

15 農産物等の流通の合理化の促進（第15条関係）

県は、県民が人と環境にやさしい農業により生産された農産物等を容易に入手することができるよう、農業者等、食品等関連事業者その他関係者と連携して、直売所若しくは農産物等の集荷、貯蔵、出荷等の用に供する施設の設置又は有効活用、当該農産物等の流通の合理化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

16 県民の選択の機会の確保（第16条関係）

県は、農産物等の消費に際し、県民の選択の機会の確保に資するよう、人と環境にやさしい農業により生産された農産物等の適切な情報の提供の推進、当該農産物等の付加価値の向上の促進、当該農産物等の生産者と県民との交流の機会の提供、食育の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

17 学校給食等における農産物等の利用の促進（第17条関係）

県は、人と環境にやさしい農業により生産された農産物等の消費の増進を図るため、学校給食その他の給食における当該農産物等の利用の促進、学校等における食と農に関する教育の機会の提供、当該農産物等の生産者等及び栄養教諭その他の教育関係者又は食品等関連事業者その他の当該農産物等を利用する事業者との連携の強化その他必要な施策を講ずるものとする。

18 地域協働体制の構築等（第18条関係）

県は、人と環境にやさしい農村が、農業者を含む地域住民その他の関係者による自発的かつ自律的な意思に基づく地域の共同利益の実現のための活動によって支えられ、将来にわたって人と環境にやさしい農業の持続的な発展の基盤たる重要な役割を果たせるよう、これらの者が相互に連携と協働を図る体制の構築、地域社会の維持に資する諸条件の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

19 高齢者、障害者等の農作業支援活動への参画の機会創出等（第19条関係）

県は、人と環境にやさしい農村において、高齢者、障害者、農業以外の事業に従事している者等が、その有する能力又は機会に応じて農作業を支援する活動を通じて、人と環境にやさしい農業の振興を図るため、これらの者が当該活動に参画することができる機会の創出その他必要な施策を講ずるものとする。

20 地域運営組織の育成（第20条関係）

県は、人と環境にやさしい農村において、農業者を含む地域住民その他の関係者が将来にわたって農業生産活動を支えることができるよう、これらの者による農業その他の地域社会の維持に資する取組を総合的に運営する組織の育成を図るとともに、人と環境にやさしい農村の振興に寄与する人材の参画の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

21 多面的機能の発揮に関する活動の促進（第21条関係）

県は、人と環境にやさしい農村が、県民に対する食料その他の農産物の供給の機能及び多

面的機能の発揮を図るための基盤たる重要な役割を果たし、将来にわたって県民がその恵沢を享受することができるよう、農業者を含む地域住民その他の関係者による生産基盤の保全、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動の継続的な実施の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

22 地域の資源を活用した事業活動等の促進（第22条関係）

県は、人と環境にやさしい農村における農産物等、農地、水、ため池その他の地域の資源を地域が有効に活用することができるよう、農業と農業以外の産業との連携による地域の資源を活用した事業活動の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

23 都市との交流等（第23条関係）

県は、人と環境にやさしい農村が、消費地に近い特性を生かし、県民の人と環境にやさしい農業及び農村に対する理解と関心を深め、かつ、健康的でゆとりのある生活に資することができるよう、都市に住む者が余暇を利用して人と環境にやさしい農村へ滞在する機会を提供する事業活動の促進その他の人と環境にやさしい農村と都市との間の交流の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

24 行財政上の措置等（第24条関係）

県は、人と環境にやさしい農業及び農村を振興するため、行政上又は財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

25 補則（第25条関係）

この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

第3 施行期日

令和8年4月1日

### Ⅲ 環境の保全と創造に関する条例及び兵庫県税条例の一部を改正する

#### 条例

##### 1 制定の理由

バイオディーゼル燃料混和軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例（以下「特例」という。）について、特例の期限（令和8年3月31日）が経過することに伴い、特例を廃止することとし、関係条例について所要の整備を行う。

##### 2 制定の概要

###### (1) 環境の保全と創造に関する条例の一部改正

ア 特例に係る根拠規定を削除する（第143条の2関係）。

イ その他規定の整備を行う（目次関係）。

###### (2) 兵庫県税条例の一部改正

ア 特例を廃止する（附則第21条の4の2関係）。

イ その他規定の整備を行う（附則第21条の4及び第21条の4の3関係）。

##### 3 施行期日等

###### (1) 施行期日

令和8年4月1日

###### (2) 経過措置

令和8年3月31日以前にした特例の対象となる軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除について、必要な経過措置を定める。

#### IV 公益社団法人ひょうご農林機構に対する出資

公益社団法人ひょうご農林機構に対し次のとおり出資する。

出資金額 1,300,000,000円